

平成 22 年 5 月 25 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2010

課題番号：19530054

研究課題名（和文） 裁判員裁判における立証活動の理論的・実証的研究

研究課題名（英文） The theoretical and practical research in the verification activity at the SAIBANIN trial.

研究代表者 鯨越 溢弘 (NAMAZUGOSHI ITSUHIRO)

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授

研究者番号：80037085

研究代表者の専門分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：裁判員裁判・立証活動・証拠法

1. 研究計画の概要

(1) 平成 16 年に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」は、平成 21 年 5 月 21 日から施行されたが、職業裁判官のみによる裁判と比較して一般市民が参加する裁判員裁判は、立証活動に大きな変化が生じると考えられた。

(2) 本研究は、裁判員裁判施行直前の準備状況と施行後の状況を具に検証することを通じて、裁判員裁判における立証活動の理論的・実証的な研究を行うものである。

(3) 研究代表者は、平成 16 年 4 月に弁護士登録を行い、弁護士資格を有していることから、平成 19 年には、模擬裁判の弁護人役を担当し、平成 21 年から平成 22 年にかけては、否認事件の弁護人を担当している。

(4) 裁判員裁判における立証活動において、重要な意義を有するのは、公判前整理手続における争点の整理と証拠の厳選であるが、その手続は非公開であるので、弁護士資格を有していないと検証が困難であったが、研究者は、弁護人として公判前整理手続を体験して、その課題を発見し、検討してきた。

(5) 実際に裁判を担当したり、裁判を傍聴して、明らかになった課題を理論的に検討することが、平成 22 年度の計画である。

2. 研究の進捗状況

(1) 独・英の証拠法に関する文献及び裁判員裁判に関する我が国の文献の収集及び分析はほぼ終了した。

(2) 裁判傍聴は、時間の関係から新潟地裁における裁判に限定せざるを得なかったが、新潟における公判の進捗状況が他県に比べ遅れていることから、不十分な情報しか収集

できていない。

(3) イギリスの裁判に関する情報収集は、終了したが、独は相手方の都合により、未実施である。

3. 現在までの達成度

③やや遅れている。

その理由としては、新潟地裁における裁判員裁判の実施が大幅に遅れていることによって裁判傍聴を通じた情報収集が不十分にしかできていないこと及び独の現地での情報収集が遅れたことである。

4. 今後の研究の推進方策

(1) 新潟地裁における裁判員裁判を傍聴すること。

(2) 研究者が弁護人として担当する事件の準備及び公判での立証活動を他の弁護士に評価して貰うことを通じて、立証活動の問題点を明らかにする。

(3) 実務で明らかになった立証の問題点を理論的に検討し、研究成果に纏めること。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

鯨越溢弘「犯罪被害者と刑事司法制度—犯罪被害者の訴訟参加と私人訴追主義」『犯罪と刑罰』(査読なし) 第 19 号・2009 年、33 頁～49 頁

鯨越溢弘「裁判員制度の意義と今後の課題」『部落解放』(査読なし) 591 号・2008 年、12 頁～24 頁

〔学会発表〕（計0件）

〔図書〕（計2件）

鯨越溢弘「イギリス少年法の変遷」『変貌する家族と現代家族法（有地亨先生追悼論文集）』（法律文化社）（査読なし）2009年、96頁～117頁

鯨越溢弘「刑事司法と市民参加」『刑事司法改革と刑事訴訟法・上巻』（日本評論社）（査読なし）2007年、97頁～122頁

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕